

学校委員会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は千葉県立鶴舞看護専門学校学則第33条第2項の規定に基づき委員会の設置・運営に係る事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 設置する委員会の名称、構成及び所掌事項について、第4条以下に定める。

2 第4条から第13条に規定する委員会の他、学校運営上必要と認められたときは、運営会議の承認を得て、新たに委員会を設置することができる。

3 委員長及び委員は校長が任命する。

(運営)

第3条 各委員会は、組織目標をもとに委員長が主催し運営される。

2 各委員会の活動内容は、年度当初に年間活動計画を立案し、運営会議で承認を得る。また、年度末には年間活動報告を作成し、運営会議で報告し承認を得る。

3 各委員会において検討した事項は、委員長が運営会議に報告する。但し、定例事項の場合は、議事録の供覧をもってこれに代えることができる。

4 各委員長は、議題により委員以外の職員の出席を要請することができる。また、定例開催以外に臨時に召集することができる。

5 各委員会の開催は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により決する。

6 各委員会は、年度初めと中間期、年度末の3回の開催を原則とする。

7 各委員会の議事録は、所定の場所に保管する

(危機管理委員会)

第4条 本委員会は、学校運営における危機的状況について、予防・対処に関する諸事項を協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 消防計画等の策定及び実行に関すること
2. 災害発生時の対応に関すること
3. 感染症の対応に関すること
4. その他

関連する規程等)

【危機管理マニュアル】

構成員)

校長、副校長(事、技)、学科長、庶務教務課員

(倫理委員会)

第5条 本委員会は、学校運営上の倫理的配慮を要する諸問題について、協議・検討する機関であり、以下の事項を取扱う。

所掌事項)

1. 公務倫理に関すること
2. 教育倫理に関すること
3. ハラスメントに関すること
4. その他

関連する規程等)

【臨地実習等における個人情報取り扱いに関する規程】

【ハラスメントの防止に関する規程】

構成員)

校長、副校長(事、技)、学科長

（自己評価委員会）

第6条 本委員会は、本校運営の充実・活性化を目的とした自己点検・自己評価の適切な実施に関し、以下の事項を取り扱う。

所掌事項）

1. 自己点検・評価の実施に関すること。
2. 自己点検・評価の結果の集計、分析に関すること。
3. 自己点検・評価の結果の公表に関すること。
4. その他

関連する規程等）

【自己点検評価実施に関する規程】

構成員）

校長、副校長（事、技）、学科長

（入試委員会）

第7条 本委員会は、学則第4章第11条により、入学選考試験の実施に関する諸事項について協議・検討をする機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項）

1. 学生募集要項に関すること
2. 入学試験の実施に関すること
3. 願書提出者の受験資格審議に関すること
4. 入学者決定に関すること
5. その他

関連する規程等）

【入学選考に関する規程】

【入学試験選考基準】

【入学試験実施要綱】

【推薦入学試験実施要領】

【一般入学試験実施要領】

【入学試験面接試験実施要綱】

構成員）

校長、副校長（事、技）、学科長、庶務教務課員

（広報委員会）

第8条 本委員会は、本校に関する情報発信の諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項）

1. ホームページでの広報に関すること
2. 学校案内に関すること
3. 学校だよりに関すること
4. オープンキャンパスに関すること
5. その他

構成員）

副校長（技）、看護学科教員、庶務教務課員

（教材委員会）

第9条 本委員会は、教材および備品等の使用・管理に関する諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項）

1. 教材備品の点検、整備、管理に関すること
2. 教材備品の充足および購入計画に関すること

3. 学生の教材委員に関すること
 4. その他
- 関連する規程等)

【教材利用に関する規程】

構成員)

看護学科長、看護学科教員、庶務教務課員

(図書委員会)

第10条 本委員会は、図書室の適切な運営に関する諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 図書室の整備、運営に関すること
2. 図書の購入計画に関すること
3. 学生の図書委員に関すること
4. その他

関連する規程等)

【図書室利用に関する規程】

構成員)

看護学科教員、司書

(学生生活支援委員会)

第11条 本委員会は、学生の修学全般にわたる諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 寮生活に関すること。
2. 校舎・学生寮の点検・整備・美化に関すること
3. 学生主体の行事に関すること
4. 学生の美化委員に関すること
5. 学生の自治会に関すること
6. その他

関連する規程等)

【学生細則】

【学生自治会会則】

【同好会会則】

【学生寮管理運営に関する規程】

構成員)

看護学科教員、庶務教務課員

(保健委員会)

第12条 本委員会は、学生の健康管理の全般にわたる諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 学生の健康管理に関すること
2. 感染症の予防及び発症時の対応に関すること
3. 学生の保健委員に関すること
4. その他

関連する規程等)

【健康管理に関する規程】

構成員)

副校長(技)、看護学科教員

(カリキュラム委員会)

第13条 本委員会は、本校における看護教育の適正化および質向上を目的に、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. カリキュラム運営に関すること
2. 「授業概要」に関すること
3. 教育評価に関すること
4. 講師会議に関すること
5. その他

構成員)

学科長、看護学科教員

(国家試験対策委員会)

第14条 本委員会は、各学年の国家試験の受験準備全般にわたる諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 国家試験対策に関すること
2. 各学年の学習指導に関すること
3. その他

構成員)

学科長、看護学科教員

(看護研究倫理審査委員会)

第15条 本委員会は、看護研究の倫理審査全般にわたる諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 看護研究倫理審査に関すること
2. その他

関連する規程等)

【看護研究倫理審査の運用の手引き】

構成員)

校長、副校長(技)、学科長

(ICT委員会)

第16条 本委員会は、ICT教育に関する諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. ICT教育に関すること
2. その他

関連する規程等)

【鶴舞看護専門学校遠隔授業実施要領】

構成員)

看護学科教員、庶務教務課員

(附則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月7日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、ICT委員会については令和4年3月24日から施行する。